

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20051

研究課題名（和文）「公益」貢献者に対する褒賞と日本近代地域秩序の形成

研究課題名（英文）Rewards for 'Public Interests' Contributors and the Formation of Regional Order in Modern Japan

研究代表者

袁 甲幸（YUAN, Jiaxing）

早稲田大学・文学大学院・助手

研究者番号：10905871

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国家と地域社会の結びつけ方を考察する新たな方法として、これまであまり注目されてこなかった民間人を対象とする国家褒賞制度を取り上げ、とりわけ、その中核にあたる褒章条例を考察の対象とした。具体的には、褒章条例の制定・改正の具体的な政治過程の解明、褒章推薦・銓衡の行政的な手順の把握、戦前の褒章受章者のデータベースの作成を通して、どの時期どのような人々が国家褒賞の対象になったかを検証した。本研究を通して、近代日本の国家褒賞は、国家や社会の課題に敏感に対応していたこと、そして、大正中期まで、明確な地理範囲を持つ地域社会への貢献が推薦・銓衡の重要な根拠になっていたことが明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義：民間人を対象とする国家褒賞という新しい研究分野を開拓するにあたっての基礎的な作業を行った、本研究で把握した知見や作成したデータベースに基づいて、今後さらに国家褒賞と個人の名誉・社会への貢献の関係を検討したい。日本近現代史研究の重要な課題である名望家秩序や、国家-地域社会の関係の今後の更なる発展のための、新しい視点を提供できた。

社会的意義：明治初期に作成された褒章条例は、改正はあったものの現代でも現行法令として運用されている。本研究の成果は今後の栄典制度の発展を考える上の重要な前提になっている。

研究成果の概要（英文）：As a new approach to exploring the relationship between the state and local communities, this study focuses on the state honor system for civilians, which has received limited attention thus far, and in particular on the core of this system, the Medal Ordinance. Specifically, the study aims to achieve the following objectives: (1) clarify the political processes involved in enacting and amending the Medal Ordinance, (2) understand the administrative procedures of recommendation and selection for the Medals, and (3) examine the individuals who were eligible for receiving national honors at different time periods by creating a database of pre-war medal recipients. Through this study, it becomes evident that the state honor system in modern Japan was responsive to national and social issues. Additionally, it is revealed that until the mid-Taisho period, contributions to local communities with distinct geographical boundaries served as an important criterion for nomination and selection.

研究分野：日本近現代史

キーワード：褒賞 名望家 地域社会

1. 研究開始当初の背景

近世後期から近代にかけて、日本の地域社会を支える主体として「豪農／地方名望家」と呼ばれる有力者たちが存在し、古くから歴史研究の対象とされてきた。古典的な研究では、彼らの寄生地主としての側面が注目され、天皇制国家による社会統合の媒介として位置づけられており（藤田省三『天皇制国家の支配原理』未来社、1966）主に地方制度との関係から彼らによる「支配」体制の変遷が検討されてきた（山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、1990）。しかし近年では、地域振興に寄与する彼らの資産家／政治家としての側面とその主体性が重視されるようになり（飯塚一幸「地域社会の変容と地方名望家」『歴史科学』219、2015）公共事業に惜しみなく私金を投じ、あるいは自治体やほかの公共団体の役員となって社会奉仕をしていた彼らの行動の背後に、「名望」獲得という経済外動機があったこと（谷本雅之、阿部武司「企業勃興と近代経営・在来経営」宮本又郎、阿部武司編『経営革新と工業化』岩波書店、1995）や、「名望」と政治的ヘゲモニーとの関係性の存在（飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』吉川弘文館、2017）が指摘されるようになった。ただし、「名望」なるものは明示的な実体を持たないがゆえに、その定義も客観的に規定されてはならず、研究者が各々の定義のもとに個別人物／個別地域の研究を積み重ねてきたため、古典的な研究のような、地域秩序の形成と変化を全局的に俯瞰しようという試みが近年見られなくなっていることがこの分野における大きな課題であると指摘できる。

前述したように規定の難しい「名望」というものを可視化するための一つの指標として、褒賞制度の存在が挙げられる。日本近代の褒賞制度は、西洋の勲章制度の模倣だと考えられがちだが、近世の褒賞システムの系譜を引く側面もあり、1872年の「賞盃規則」を皮切りに、「公益」に貢献するものを対象として、叙勲、褒章、褒状、賜杯、賜金などを含む重層的で複雑な体系が形作られていった。現行の栄典制度にもつながっているこうした褒賞制度だが、残念ながら、その形成・変遷および運用の実態が日本近現代史研究において正面から取り上げられることはこれまでほとんどなかった。

以上の背景を踏まえ、本研究では「公益」に貢献した人びとに対する近代の褒賞制度を考察対象とし、特に「名望」付与の価値基準や、「名望」の序列形成の構造を明らかにすることによって、歴史研究の重要テーマである「名望家研究」に新しい視点を提示し、近代地域社会の秩序形成と変化の解明に寄与することを目指す。こうした作業は、単に過去の事例を明らかにするのみならず、栄典制度の現状と今後を考える上でも、重要な材料を提供しうるものと考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、日本近現代史研究における重要なテーマである名望家研究に新たな視点を提供すべく、これまでほとんど研究されてこなかった近代日本の褒賞制度に焦点をあてようとするものである。特に「公益」に貢献した人びとを対象とする中核的な制度である褒章条例を取り上げ、制度の形成・変遷過程および制度運用の実態を、それぞれの時期に生じていた国家・社会的な課題と合わせて検討することによって、褒賞制度の存在と地域社会における「名望」の序列との関係を考察し、近代的な地域秩序の形成や変化の過程における同制度の意義を明らかにする。さらに、近世史研究で解明されつつある幕藩時代の褒賞システムの到達点や外国制度の受容も意識しながら、日本の近代市民社会の形成過程における歴史的な要素と外来的な要因を提示し、他時代・他国についての研究成果との架橋を試みたい。

3. 研究の方法

(1) 制度の作成と改正について

国立公文書館に所蔵されている公文書、制度制定に関与した政治家の私文書、そして地方の文書館に残されている中央政府からの通達にもとづいて作成された例規集などを利用して、「公益」に貢献した人びとに対する褒賞の制度的な変化を整理する。

(2) 制度の運用過程について

都道府県の行政文書にある褒賞関係の簿冊を調査する。具体的には、郡との往復文書から褒章の推薦・銓衡の行政プロセスを整理し、個別人物に関する資料や特定の時期にまとめて行われた推薦・銓衡の関係書類から、その過程においてどのような行政的ないし政治的な思慮があったかを読み取る。

(3) 受章者データの整理について

賞勲局が刊行した『紅緑藍綬褒章名鑑 自明治十五年至昭和二十九年』（大蔵省印刷局、1980）をベースに、官報や国立公文書館にある上申書類と照合しながら、1954年まで褒章の受章者の

データベースを作成する。その上で、地域、肩書き、受章された理由など様々な要素から統計的な分析を行い、褒章受章者の全体像を把握する。

(4) 褒賞に対する社会的な反響について

前項の統計データにもとづき、各都道府県の文書館や図書館を調査し、各受章者の受章時期前後の新聞記事、伝記、家文書などを収集し、受章をめぐるメディアの扱いや、本人の周囲の行動などを中心に、社会的な反響を考察する。

4. 研究成果

(1) 受章者データベースの作成と基礎的な史料調査の進展

褒章制度が成立して(1881年)から戦後改正される(1955年)まで、藍綬・緑綬褒章を受章した2752名のデータベース(氏名、地域、受章日、受章分類、主な事蹟、上申書の公開状況)を作成した。また、それらの受章者の関係資料の所在の把握も一部進んでいる。本データベースは、近現代日本の褒賞制度を考察する上極めて重要な手がかりになることが予想されるため、今後の研究では、その補完を行い、いつか公開できるように目指したいと考えている。

なお、上記データベースをもとに、本研究期間中には、以下の1都2府15県(秋田、宮城、福島、群馬、茨城、東京、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、広島、鳥取、島根、福岡、大分、長崎、熊本)の史料調査を行った。行政文書を通じて、褒章推薦/銓衡の行政プロセスやその後の受章者への待遇を検証し、地方新聞を通じて、褒章を含めた国家・省庁・府県による表彰の時系列な推移を追うことができた。さらに、一部の受章者の個人伝記や家文書からは、個人の心境をある程度把握することも可能であり、今後の研究を計画するにあたって、重要な示唆を得た。

(2) 褒賞の制度や運用基準の変遷が、その時々々の国家的な課題、または各現業省庁が推し進めていた政策に敏感に対応していたことが明らかにされた。

国家の財政基盤が弱かった明治初期には寄付に対する反対給付に特化しており、褒章条例が創出された明治10年代中期では地域における新規事業の発足を重視し、そして明治20年代半ば以降は市町村自治の基盤形成や在来産業の勸奨に力を入れ、明治30年代以降は公共事業の持続運営と、国際的な競争力を有する産業の育成に力点を置いていた。日露戦後からは、思想善導や社会事業に対する需要が高まり、教育関連や福祉事業にかかわる受章者が増えた。地域社会への貢献は、これまでとは別の視点から評価されるようになった。さらに大正期以降、褒賞銓衡において賞勲局の地位が低下し、内閣および各省庁のイニシアティブが目立つようになった。これまで取り上げられてこなかった諸行政分野での功績も「公益」に対する貢献と評価されるようになった。

このように、制度の枠組みを変更せずして現実問題に対応しうる柔軟な運用を可能にした褒賞制度が、近世の褒賞制度を一部継承した形で近代の初頭に作られ、そして戦争・敗戦を経ても今日に至っているわけである。こうした褒賞制度は国家と社会とを結びつけるフレキシブルな装置として評価されうると考える。

(3) 大正の半ば頃まで、「公益」という概念が、明確な領域を持つ地域社会と強く結びつけられていた傾向があることが指摘できる。

褒章は外見的に西洋の制度を模範とし、個人に授与するものであったが、褒賞対象となる事項が近世後期の地域運営に資する行為と強い連続性を有していた。前近代の身分的な特権に代わって、天皇権威のもとに新しい身分的な標識として作られたわけである。そのため、同制度は当初から特定の地域社会と強く結ばれており、三新法以降は、行政ないし自治の区画と密接していく。さらに推薦・銓衡の手続きは郡・府県といった行政区画に依存していたため、個人の成績と地域社会の発展との境界線が曖昧となった。国政への参加や民間の公共団体への寄付などは長い間評価の対象外になっていた。

こうした褒章条例は、社会に対する様々な貢献を、明確な空間を持つ地域社会に落とし込み、その領域内の「名望」に転化したといえる。そのため、人的には叙位・叙勲の対象者と意図的に区別されており、褒章授与の主な対象者が地方自治・地方の公共事業そして地域の産業発展に貢献したものになる。これまでの研究で取り上げられている名誉職名望家(町村の有力者)や、地方利益論のなかの名望家(郡以上レベルの有力者)や地方産業家と重なる部分もあるが、政党員への褒章授与が意図的に忌避されたということ踏まえ、褒章条例によって付与された「名望」と、地方利益の獲得・配分の能力によって得られた名望とは別のものだと考えた方がよい。地方利益論的な名望が、地域社会の外部にある資金あるいは有利な政策を引き出すことへの将来的な期待として生まれたものだとすれば、褒章条例で付与された「名望」は、地域社会内部の資力・努力による過去の貢献を可視化させ、同時に将来の行動を拘束するものだといえる。地方利益の論理と異なり、地域社会内部のエネルギーを引き出すための装置として、褒章条例を位置づけることができる。

(4) 他方、「公益」と見なされる範囲の拡張につれ、地域社会における受章者の序列が曖昧になっていくという問題も指摘できる。そのため、日露戦後から、褒賞制度と天皇制イデオロギー

の結びつきが強化されていき、被褒賞者の再序列化が図られていたことが明らかにされた。

褒章は、格式が高いにもかかわらず、受章者の詳細な情報が行政内部に閉じられており、報道・伝達式も控え目なもので、受章者を網羅する編纂物の作成が困難であった。そのため、受章者の貢献がおよぶ範囲(=地域社会)以外ではその社会的な認知度が必ずしも高くなく、国民教化や個人的な名誉心を満たすという意味において、制度としてまだ不完全な印象があった。このような構造的な欠陥は、大正中期以降の褒章授与範囲の拡大や人数の急増につれ、地域社会における名望者秩序の動揺に拍車をかけることとなった。個々の分野・業界を横断する新しい秩序の形成が求められ、天皇制イデオロギーとのつながりはこのような背景から浮かび上がった。

明治末期、行幸啓における受章者の待遇が確立し、大正大礼・昭和大礼を通して、府県・各省庁によって認定された功労者や褒章受章者に、一段上の褒賞(叙勲、叙位)を与える慣行が形成され、また観桜会・観菊会など被褒賞者と天皇との近距離な接触が図られたなど、天皇制イデオロギーを通しての「名誉」の再序列化が観察できる。これが近代日本の褒賞制度の到達点であり、戦後の褒賞制度とも密接に関連している。

(5) 比較史的な示唆

本研究から見られるように、褒賞制度の起源は行政の需要によるものであり、推薦・銓衡の具体過程には行政的・事務的な側面があったにもかかわらず、天皇制イデオロギーとのつながりを通じて、褒賞が神聖化された点は、近年のヨーロッパの褒賞制度研究の結論と類似している。

この点に関しては、今後、さらなる比較研究を通して、日本の制度の普遍性と特殊性をより明確にしたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 袁 甲幸	4. 巻 295
2. 論文標題 褒章条例と地域社会における「名望」の形成	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ヒストリア	6. 最初と最後の頁 198-224
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 袁 甲幸
2. 発表標題 褒章条例と地域社会における「名望」の形成
3. 学会等名 大阪歴史学会大会・近代史部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 YUAN Jiaying
2. 発表標題 State Honours for Civilians in Modern Japan: A Comparison with the Rest of the World
3. 学会等名 17th International Conference of the European Association for Japanese Studies (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------